

## 所得格差と相対的貧困の拡大における住居費負担の影響

—住居費控除後所得 (After-housing income) を用いた実証分析を通じて—

主査 川田 菜穂子<sup>\*1</sup>

委員 平山 洋介<sup>\*2</sup>

『全国消費実態調査』(1989・1994・1999・2004年)の匿名データを用いて家計における住居費負担の動向を把握し、所得格差と相対的貧困の拡大における住居費負担の影響を検討した。住居費負担率は経年に従って増加しており、とくに『公団・公社の借家』や『民営借家』に居住する世帯の負担増が顕著であった。また、住居費控除後所得を基準に貧困率を算出すると、住居費控除前所得を基準にした場合と比較して上昇した。さらに、低所得世帯を対象としたヒアリング調査の事例分析から、狭小・老朽で低廉な借家に居住せざるを得ない世帯や住宅を選好できず住居費負担が過重になる世帯の具体的な生活状況を把握した。

キーワード：1) 住居費負担、2) 所得格差、3) 相対的貧困、4) アフォーダビリティ、5) 住宅所有形態、  
6) 住宅政策、7) 全国消費実態調査

### Housing Expenditure, Income Inequality and Poverty in Japan

- Focusing on the After-housing Income Approach-

Ch. Nahoko Kawata

Mem. Yosuke Hirayama

This paper assesses the impact of housing expenditure on income inequality and poverty in Japan. Empirical evidence was collected from the micro data of National Survey of Family Income and Expenditure and an original survey we conducted in 2014. The research findings reveal that housing expenditure has had expanding effects on income inequalities and poverty. The extent to which housing expenditure is linked with income inequality and poverty rates differs according to housing tenure, household type and others. These facts should prompt the government to undertake an overhaul of housing policies with regard to income redistribution.

### 1. 序論

#### 1.1 研究の背景と目的

本研究は、家計における住居費負担の動向を把握し、所得格差と相対的貧困の拡大における住居費負担の影響を明らかにするものである。わが国では近年、格差や貧困の拡大動向が注目され、その実態を明らかにする調査研究が進んでいる<sup>文2), 文7)</sup>。経済協力開発機構(以下、OECDと略記)の報告によると、日本の所得格差は1990年代以降概して拡大傾向にあり、相対的貧困率はOECD諸国の中でも高い水準にある<sup>文15)</sup>。この格差や貧困の拡大要因としては、少子高齢化や単身世帯の増大をはじめとする人口・世帯構造の変化、非正規雇用の増加による賃金格差の広がりなどが指摘されている<sup>文4), 文5), 文8)</sup>。

国際住宅研究の領域では、所得格差や貧困を捉えるうえで、住宅や住居費負担の重要性に着目する研究が注目

されている<sup>文15), 文17) 文20) 文21)</sup>。住居費は固定費としての性格を持ち、家計支出において最も高い割合を占める項目である。一方で、その負担の状況は住宅の所有関係や世代、世帯の属性、地域等によって異なる。住居費負担に着目し、所得から家賃や住宅ローン返済、修繕・維持費などの住居費を差し引いた額を住居費控除後所得(After-housing income)または残余所得(Residual income)として、それらの所得をもとに格差や貧困の実態を捉えようとする試みがある。所得から住居費を差し引いた残りの所得が、世帯の生活水準を決定する<sup>文22)</sup>。

日本においては、経済学や社会福祉学、社会政策学等の領域において格差や貧困に関する実証研究が蓄積されてきているが、それらの実態を住宅に関連づけて明らかにする研究は乏しい。一方住宅研究の領域では、収入分位や収入階級等を用いて、低所得世帯の住宅の所有関係や

\*1 大分大学 教育福祉科学部 准教授

\*2 神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授

最低居住水準の実態把握などが把握されてきた。しかし、住居費負担などのアフォーダビリティ（世帯や個人にとって適切な経済負担で適切な住宅に居住できること）の観点から実態を把握する研究の蓄積は乏しい。そこで本研究では、とくに住居費負担との関連において所得格差や相対的貧困の動向を捉えることを試みる。

本研究で主として分析するのは『全国消費実態調査』（以下『全消』と略記）の匿名データである<sup>1)</sup>。日本の公的統計調査では、総務省が実施する『住宅・土地統計調査』（以下『住調』と略記）で住宅の質や住環境に関する詳細な情報を把握している。『住調』では、家賃や間代、共益費や管理費に関する内容を把握しているが、世帯の所得に関しては税込の年間収入を階級でしか把握していない。また、住宅ローン返済額について質問しておらず、持家・借家を含めたすべての世帯の住居費負担を詳細に把握することができない<sup>2)</sup>。そのため本研究では、家計に関する詳細な情報があり、匿名データの利用が可能な『全消』を用いている。しかし『全消』では、住宅に関する情報は住宅の所有関係や建て方、築年数、面積等に限られている。そのため、住居費負担と住宅に関する世帯の選好や住宅の質との関連は十分に把握できない。そこで本研究では、大阪府に居住する低所得世帯を対象に、家計と住宅に関するヒアリング調査を実施している。本調査の事例分析から、低所得世帯の家計における住居費負担の詳細に加えて、住宅の選好や生活の具体的な状況を把握した。

ミクロデータを用いて、住居費負担と所得格差・貧困の関連を明らかにした国内の研究として、Saunders らの研究がある<sup>文20)</sup>。Saunders らは『全消』ミクロデータの分析から、住居費負担を考慮した相対的貧困率を算定し、とくに持家居住が高齢期の貧困に与える影響を明らかにしている。これに対して本研究は、住居費の過重負担による貧困の要因として、個人や世帯の属性やライフコースに着目している点に特徴がある。住宅の所有関係や世代に加えて、世帯類型や地域性による住居費や相対的貧困の違いを明らかにしている。また式の研究では、『全消』の匿名データを用いて近年の住居費負担の動向を住宅の所有関係別や所得階層別に明らかにし、とくに民営借家に居住する低所得世帯の住居費負担が過重になる傾向を明らかにしている<sup>文6)</sup>。本研究では、世帯の属性による住居費負担の動向を詳細に明らかにしたうえで、さらに住居費を考慮した相対的貧困の動向を把握している。また、ヒアリングによる事例分析から、低所得世帯の住居費負担や住宅の選好、住宅の質の状況を具体的に明らかにしている。

## 1.2 研究の構成

第1章では、研究の背景と目的、および研究の方法を述べる。第2章では、『全消』の匿名データを用いた住居費負担と所得格差、相対的貧困に関する分析結果を示す。はじめに分析の手法を示し、つぎに住居費負担について、経年変化や住宅の所有関係・世帯の属性別の傾向を把握する。そのうえで、住居費負担を考慮した所得格差、相対的貧困の実証分析を行う。第3章では大阪府に居住する低所得世帯に実施した家計と住宅に関するヒアリング調査の事例分析から、住居費負担や生活の具体的な状況を明らかにする。最後に第4章では、本研究の結果が住宅政策に与える示唆について検討し、今後の課題について述べる。

## 2. 住居費負担と貧困に関する実証分析

### —『全国消費実態調査』の匿名データを用いて—

#### 2.1 分析の手法

##### 1) データ

本章では、独立行政法人統計センターが提供する『全消』(1989・1994・1999・2004年)の匿名データを用いて、家計における住居費負担の動向、および住居費負担を考慮した相対的貧困の実態分析を行う<sup>3)</sup>。

日本において、所得格差や貧困の実証分析に用いられている公的統計調査には、『全消』の他に『国民生活基礎調査』や『所得再分配調査』などがある。しかし、住居費について把握している調査は『全消』しかない。

『全消』の特徴として、『国民生活基礎調査』や『所得再分配調査』と比較して低所得世帯の割合が低く、所得格差を示す各種係数や相対的貧困率が低く算出される傾向があることが報告されている<sup>4)</sup>。しかし、1990年代から2000年代前半にかけて所得格差や相対的貧困が拡大する傾向は、いずれの調査においても確認されている。

##### 2) 分析の方法

###### ① 住居費

本章の分析では、住居費を家賃・地代、設備修繕・維持費、住宅ローン返済（土地家屋借金返済）の合計額としている。住居費に関する既往研究では、住居費の定義や算出について様々な手法が検討されている。借家の場合には主として家賃・地代、修繕・維持費の合計額が算出される。一方で、持家の場合には複数の手法がある。住宅ローン返済は資産形成につながり、他の消費支出とは性格が異なる。そのため、住宅ローンの利子相当分のみを住居費に計上する手法が近年では一般的になっている<sup>5)</sup>。一方で、キャッシュ・フローであることを重視し、住宅ローンの元本返済を住居費に含める手法もある<sup>文17)</sup>、文<sup>15)</sup>。また、持家率の上昇が所得格差や貧困に与える影

響を把握するために持家の場合の帰属家賃を所得に計上する手法などがある<sup>文21)</sup>。

『全消』では、住宅ローン返済の月額は把握しているが、利率や返済方法、返済期間などの詳細は分からぬため元本返済と利子を分離することができない。そのため住居費については、家賃・地代、設備修繕・維持費、住宅ローン返済（住宅ローン元本返済・利子を含む）を合わせた額とした。

## ②住居費負担率

本研究では、月額の可処分所得（実収入から所得税・住民税や社会保険料を控除した額）に占める住居費の割合を住居費負担率として算出した。また、ここでは便宜的に、住居費負担率が30%以上の世帯を住居費過重負担世帯として、その動向を把握した<sup>6) 7)</sup>。

## ③所得格差・貧困率

本研究では、所得格差や相対的貧困の算出に用いる所得について、住居費控除前所得（Before-housing income）と住居費控除後所得（After-housing income）の2つの基準を用いる。また、世帯規模を調整するために等価尺度を用い、所得を世帯人員数の平方根で除した等価所得を算出した<sup>8)</sup>。

所得などの分布の均等度を示す指標として、最もよく用いられているのがジニ係数である。ジニ係数とは、所得が完全に平等となっている状態に比べ、現状の分配がどの程度偏っているかを示した指標であり、数値が1に近づくほど不平等度が高いとされる。本研究の分析では、住居費控除前・控除後の等価所得について、ジニ係数を算出し、所得格差の動向を把握している。

貧困の計測については複数の手法があるが、近年の日本国内の貧困研究では生活保護基準（扶助基準未満の割合）やOECDの相対的貧困基準が用いられることが多い。厚生労働省では、OECDの相対的貧困率の算出手法を参考に、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で除して調整した所得）の中央値の50%に満たない世帯員の割合を算出する手法をとっている<sup>9)</sup>。

OECDの相対的貧困率の算定は、年間の等価可処分所得を用いる。『全消』では、年間収入に係る項目しかなく、通常、貧困率の算定には、世帯員ごとの年間収入から年間の可処分所得（直接税や社会保険料を控除した所得）を推計する手法をとっている<sup>10)</sup>。しかし、『全消』の匿名データでは、世帯員ごとの年間収入に関する情報がなく、年間の可処分所得を推計することができない。そのため、本研究では年間の総所得（直接税や社会保険料を控除する前の所得）を世帯人員数の平方根で除した等価総所得をもとめ、その中央値の50%に満たない世帯員が占める割合を貧困率とした。また、住居費控除後所得は、総所得から年間の住居費を控除してもとめた<sup>11)</sup>。また、世帯

員単位（個人単位）で算出した。

## ④その他の留意点

わが国では、勤務先から支給される住宅手当や自治体が独自に実施する家賃補助、生活保護の住宅扶助、住宅ローン利用に関する税控除など、住宅に関する隠れた所得を得ている世帯が存在する。しかし、『全消』では詳細を把握しておらず、それらが住居費負担や住居費控除後の所得格差や貧困率に与える影響は本稿では検討できていない<sup>12)</sup>。また、持家の場合の固定資産税等の支払いも『全消』では厳密に把握できず、本稿の分析では考慮していない。

## 2.2 分析の結果

### 2.2.1 住居費負担の動向

ここでは、1989年から2004年までの家計における住居費負担の動向を把握する。

#### 1) 住居費負担の状況

月額の可処分所得の平均は1994年が367,170円で最も高く、2004年には329,700円に減少している（いずれも名目値）。一方、住居費は1989年の31,323円から上昇を続けており、2004年には42,245円に増加している。住居費負担率は1989年では9.7%であったが、2004年には12.8%まで上昇している（図2-1）。

表2-1は住宅の所有関係別に平均の住居費負担率をみたものである。2004年時をみると、『民営借家』（20.8%）・『公団・公社の借家』（19.9%）・『持家（ローンあり）』（18.9%）の順に住居費負担率が高くなっている。

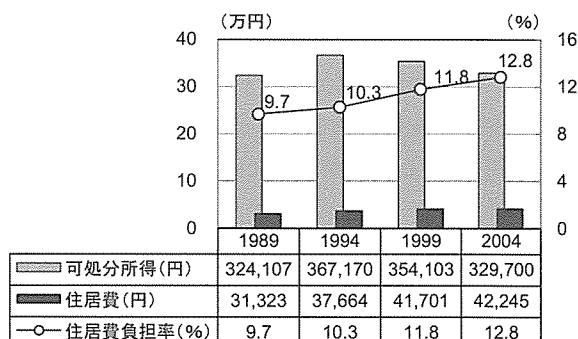


図2-1 住居費負担率（1989-2004年）

表2-1 住宅の所有関係別 住居費負担率（1989-2004年）

	1989	1994	1999	2004	（2004/1989）
持家（ローンあり）	14.2	15.0	17.0	18.9	(1.33)
持家（ローンなし）	7.0	7.7	4.5	5.0	(0.71)
民営借家	10.0	10.3	21.3	20.8	(2.08)
公営借家	12.7	14.0	10.0	11.1	(0.87)
公団・公社借家	5.0	5.3	17.4	19.9	(4.00)
給与住宅・寮・寄宿舎	10.8	6.7	5.8	7.2	(0.67)
その他	2.5	12.1	18.0	16.2	(6.46)

る。1989年から2004年までの変化に注目すると、負担率は『持家（ローンなし）』(0.71)・『公営借家』(0.87)・『給与住宅・寮・寄宿舎』(0.67)で減少傾向にある一方で、『公団・公社の借家』(4.00)・『民営借家』(2.08)・『その他』(6.46)・『持家（ローンあり）』(1.33)では顕著に増加している。とくに『公団・公社の借家』、『民営借家』の増加傾向が著しい。『公団・公社の借家』の住居費負担率の上昇に関しては、居住世帯の高齢化により所得が低下したこと、近年『公営借家』の供給が減少するなかで、公団・公社の団地が低所得世帯の受皿としての役割を果たしていることなどの要因があげられる。また『民営借家』については、高水準で家賃の高い住宅の供給増や都市再生における低廉な木賃アパート等の淘汰などが背景要因としてあげられる。

世帯主の年齢別にみると、2004年時の住居費負担率は家族形成期にあたる『25～35歳未満』(17.3%)の世帯で最も高く、定年前にあたる『55～65歳未満』(10.0%)の世帯で最も低い（表2-2）。また、1989年から2004年の変化をみると、『65歳以上』の高齢世帯で最も変化が大きく負担が増大する傾向がみられる。近年では非正規雇用者の増加など、雇用の不安定化や所得の低下が進み、とくにそれらは家族形成期にあたる若年世代の家計に大きく影響している。

世帯類型別にみると、2004年時において住居費負担率が高いのは『単身女性』(18.8%)・『ひとり親と子』(17.0%)・『単身男性』(16.8%)の世帯である（表2-3）。『ひとり親と子』では女性が世帯主である割合が高く、女性の所得の低さが住居費の過重負担につながっている。

表2-4は地域別にみたものである。『全消』の匿名データでは、個人情報保護の観点から世帯の居住する地域に関する詳細が秘匿処理されており「三大都市圏に居住しているが否か」しか把握できない。2004年時においては『三大都市圏』が14.0%であり、『三大都市圏以外』の10.5%と比較して2.5%ほど住居費負担率が高い。どちらの地域でも1989年以降負担率は増加している。

また、世帯の総所得分位別に住居費負担率をみたものが表2-5である。低所得層の第I分位（下位20%）で16.4%と高く、高所得層であるほど住居費負担率は低くなる傾向がある。1989年から2004年までの変化をみると、どの総所得分位においても負担率が上昇している。

## 2)住居費の過重負担

表2-6は住居費負担率（階級）と過重負担世帯の割合を示したものである。2004年時をみると、半数を超える世帯の住居費負担は10%未満におさまっている。一方、住居費負担率30%以上を目安に過重負担世帯を定義し、その動向をみると、2004年では11.2%を占めている。な

かには可処分所得の50%以上を住居費にあてている世帯が存在している。1989年から2004年の変化をみると、過重負担世帯の割合は6.6%から11.2%へと顕著に増加している。

表2-2 世帯主の年齢別 住居費負担率（1989～2004年）

	1989	1994	1999	2004	2004/1989
25歳未満	11.0	14.4	13.7	15.8	(1.44)
25～35歳未満	12.7	14.8	15.8	17.3	(1.36)
35～45歳未満	10.4	11.0	13.1	15.0	(1.45)
45～55歳未満	8.8	8.9	10.0	11.0	(1.25)
55～65歳未満	7.5	8.0	10.4	10.0	(1.33)
65歳以上	8.2	9.9	10.7	12.8	(1.57)

表2-3 世帯類型別 住居費負担率（1989～2004年）

	1989	1994	1999	2004	2004/1989
単身男性	11.4	12.5	13.1	16.8	(1.47)
単身女性	12.6	14.9	18.4	18.8	(1.49)
夫婦のみ	9.1	11.0	11.9	12.3	(1.34)
夫婦と子	10.0	10.5	11.9	12.8	(1.28)
夫婦と子と親	7.1	6.3	7.7	8.6	(1.22)
ひとり親と子	15.0	14.5	15.3	17.0	(1.14)
その他	6.8	7.6	8.5	10.8	(1.58)

表2-4 地域別 住居費負担率（1989～2004年）

	1989	1994	1999	2004	2004/1989
三大都市圏	10.5	11.3	13.1	14.0	(1.34)
三大都市圏以外	8.7	9.0	10.3	11.5	(1.32)

表2-5 総所得五分位別 住居費負担率（1989～2004年）

	1989	1994	1999	2004	2004/1989
第I分位	10.9	13.7	16.4	16.4	(1.51)
第II分位	10.3	12.3	13.1	14.6	(1.41)
第III分位	9.4	11.4	13.1	14.6	(1.55)
第IV分位	8.9	9.6	12.1	12.7	(1.42)
第V分位	8.0	8.3	9.2	10.4	(1.30)

表2-6 住居費負担率（区分）と過重負担世帯（1989～2004年）

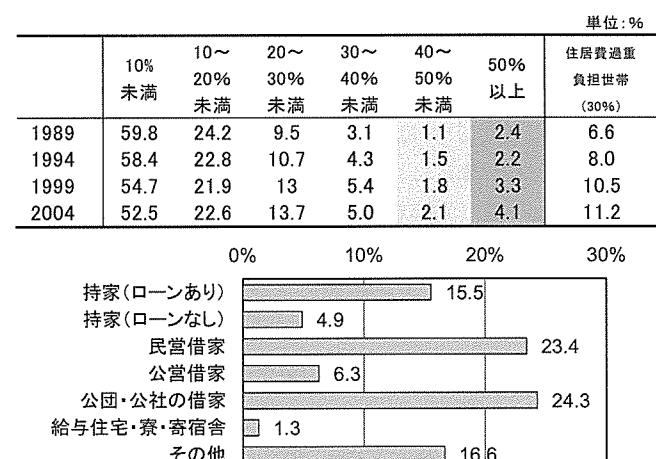


図2-2 住宅の所有関係別 過重負担世帯の割合（2004年）

図2-2は2004年時において、住宅の所有関係別に過重負担世帯の割合をしたものである。『公団・公社の借家』(24.3%)・『民営借家』(23.4%)が多く、およそ4分の1程度の世帯が該当する。また『持家(ローンあり)』でも15.5%を占め、住宅ローン返済が家計を圧迫しているとみられる世帯が少なからず存在している。

世帯主の年齢別にみると、『65歳以上』(14.6%)の高齢世帯や『25歳未満』(13.7%)の若年世帯で高くなっている。逆に、『45~55歳未満』(7.5%)の中高年世帯では最も少ない(図2-3)。

世帯類型別にみると、過重負担世帯の割合が高いのは『ひとり親と子』(22.9%)・『単身女性』(20.2%)・の女性を中心とする世帯である。女性は所得が低いにもかかわらず、セキュリティ等への配慮から高水準でコストの高い住宅に住まるを得ないことが要因として考えられる(図2-4)。

また、地域別にみたのが図2-5である。東京・大阪・名古屋を含む『三大都市圏』では過重負担世帯の割合が13.3%と高く、『三大都市圏以外』の8.9%と比較して高い値になっている。大都市圏での住宅・土地価格、家賃の高さを反映している。

図2-6は、総所得分位別に過重負担世帯の割合をみていく。低収入層の第I分位(下位20%)で19.5%と最も多く、高収入層の第V分位(上位20%)では7.4%と少ない。

## 2.2.2 住居費負担と所得格差・相対的貧困

ここでは、住居費控除前・控除後の2つの等価所得とともに所得格差や貧困率の実態を把握する。

表2-7は、等価所得のジニ係数を示したものである。住居費控除後(AH)等価所得は、住居費控除前(BH)等価所得と比較してジニ係数が高くなっている。また、BH・AHとも1989・1994・1999・2004年と近年になるにつながってジニ係数の値は増加する傾向にある。

BH貧困率は1989・1994・1999・2004年と近年になるにつながって、7.4%・8.5%・9.3%・8.9%と上昇している(表2-8)。既往の調査研究の結果と同様に、貧困が拡大する傾向が確認できる。また、AH貧困率についても同期間に8.8%・10.0%・11.0%・11.0%と上昇している。2004年時において、AH貧困率はBH貧困率よりも2.1%程度高い。これは、住居費負担を考慮すると、貧困はさらに拡大することを意味している。BH貧困率に対するAH貧困率の比(AH/BH)を求めると、2004年が1.24と最も高い。住居費負担が貧困の拡大に与える影響は徐々に高まる傾向にある。

貧困率は、住宅の所有関係によって大きく異なる。表2-9をみると、BH貧困率、AH貧困率ともに最も高い値

を示すのは『公営住宅』である。1989年にはBH貧困率7.9%・AH貧困率10.8%であったのが、2004年にはそれぞれ30.1%・30.8%と3倍程度に増加している。1996年の公営住宅法改正により第1種、第2種住宅の種別は廃止され、入居収入基準(本来階層)は25%まで引き下げられた<sup>10)</sup>。こうした入居収入基準の引き下げや高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯、生活保護世帯など福祉世

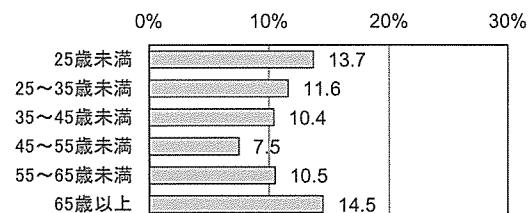


図2-3 世帯主の年齢別 過重負担世帯の割合 (2004年)

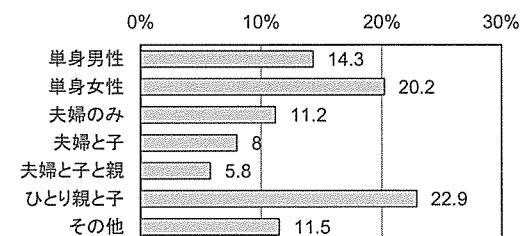


図2-4 世帯類型別 過重負担世帯の割合 (2004年)

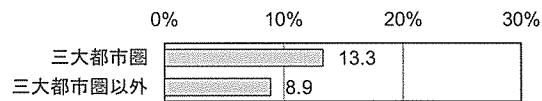


図2-5 地域別 過重負担世帯の割合 (2004年)

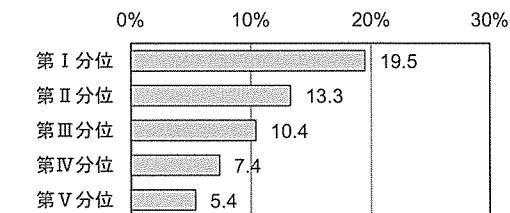


図2-6 総所得分位別 過重負担世帯の割合 (2004年)

表2-7 等価所得のジニ係数 (1989~2004年)

	1989	1994	1999	2004
BH	0.281	0.286	0.293	0.298
AH	0.296	0.301	0.308	0.312

表2-8 貧困率 (1989~2004年)

	1989	1994	1999	2004
BH	7.4	8.5	9.3	8.9
AH	8.8	10.0	11.0	11.0
(AH/BH)	1.19	1.18	1.18	1.24

帶の優先入居の導入、入居世帯の高齢化などにともない、公営住宅への貧困世帯の集住が顕著になっていている。公営住宅の家賃は1998年に導入された応能応益家賃制度に基づき、低所得世帯ほど低額になり住居費負担が軽減される。しかし、公営住宅居住世帯の貧困率は、BH基準よりもAH基準で高くなっている。マクロにみると貧困を緩和するほどの大きな効果を有していない。ついで貧困率が高いのが『民営借家』である。その家賃負担からAH貧困率が高いことを特徴とする。2004年時において、BH

貧困率は15.2%であるのに対して、AH貧困率は23.4%にも及ぶ。高い家賃負担から、住居費控除後所得になると相対的貧困の水準にまで落ちる世帯が多数存在する。さらに、『持家（ローンあり）』について2004年時をみると、BH貧困率（3.5%）の低さと比較してAH貧困率（7.2%）が高くなっていることが注目される。住宅金融市場においては、頭金なしの住宅ローン利用が可能になるなど、融資基準の緩和が進んだ。一方で、収入に対する住宅ローン負担の割合が増加している<sup>文9)</sup>。低所得層の住宅ローン利用が拡大していることが推察される。『持家（ローンなし）』については2004年時はBH貧困率（9.4%）、AH貧困率（9.1%）であり、AH貧困率は、BH貧困率を下回る。定年後の高齢世帯の所得水準は低く、相対的貧困におちいる可能性は高い。しかし、ローン返済を終えた持家に居住し住居費負担がおさえられることで、貧困が緩和されている。

年齢別に2004年時の貧困率をみると、BH貧困率・AH貧困率とともに10歳未満までの子ども、25～35歳未満の家族形成層、60歳以上の高齢層で高くなっている（図2-7）。なかでも、『5歳未満』の乳幼児、『30～35歳未満』の子育て層は、過重な住居費負担によるAH貧困率の高まりが顕著である。

世帯類型別について2004年時をみると『ひとり親と子』と『単身女性』ではBH貧困率・AH貧困率とも顕著に高い（表2-10）。住居費負担を考慮すると『ひとり親と子』では57.8%、『単身女性』では34.1%を占める。単身世帯や女性世帯主世帯は貧困率が高いことが指摘されているが<sup>文7)</sup>、重い住居費負担によって、さらに苦しい生活状況に追い込まれる傾向にある。

地域については、一般に大都市圏では所得水準が高く、それ以外の地域と比較してBH貧困率は低くなる。一方で、大都市圏では家賃や住宅価格が高く、住居費負担は重くなる。表2-11をみると、住居費負担が貧困の拡大に与える影響は『三大都市圏』で大きく、『三大都市圏以外』の地域では抑えられる傾向にある。一般に地方都市の所得水準は都心圏と比較して低く、貧困率は高くなるが、住居費負担が抑えられていることで、緩和される傾向があ

る。

## 2) 貧困基準の重なり

BH貧困とAH貧困の2つの基準について、その重なりをみたものが図2-8である。2004年時において、AH貧困・BH貧困ともに該当する世帯は8.1%であった。一方、AH基準でのみ貧困世帯に該当する割合は3.0%，BH基準

表2-9 住宅の所有関係別 貧困率（1989・2004年）

	1989			2004			単位:%
	BH	AH	(AH/BH)	BH	AH	(AH/BH)	
持家（ローンあり）	1.4	4.0	2.86	3.5	7.2	2.06	
持家（ローンなし）	7.9	8.8	1.11	17.1	15.6	0.91	
民営借家	8.6	9.8	1.14	9.4	16.1	1.71	
公営借家	4.7	6.6	1.40	22.6	23.4	1.04	
公団・公社の借家	1.3	1.2	0.92	12.4	19.6	1.58	
給与住宅・寮・寄宿舎	5.6	6.9	1.23	1.3	1.5	1.15	
その他	0.3	0.4	1.33	21.0	25.8	1.23	

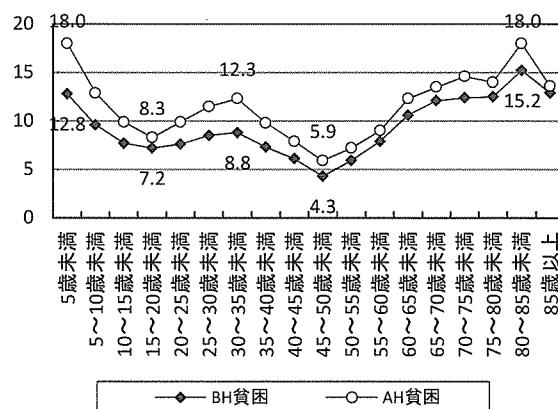


図2-7 年齢別 貧困率（2004年）

表2-10 世帯類型別 貧困率（1989・2004年）

	1989			2004			単位:%
	BH	AH	(AH/BH)	BH	AH	(AH/BH)	
単身男性	13.6	15.3	1.13	11.5	15.5	1.35	
単身女性	19.9	23.3	1.17	27.9	34.1	1.22	
夫婦のみ	9.2	10.2	1.11	7.8	9.4	1.21	
夫婦と子	5.1	6.7	1.31	6.7	9.2	1.37	
夫婦と子と親	5.2	5.7	1.10	5.0	5.7	1.14	
ひとり親と子	38.4	42.3	1.10	54.6	57.8	1.06	
その他	9.2	9.7	1.05	11.9	13.1	1.10	

表2-11 地域別 貧困率（1989・2004年）

	1989			2004			単位:%
	BH	AH	(AH/BH)	BH	AH	(AH/BH)	
三大都市圏	4.8	6.2	1.29	7.1	9.8	1.38	
三大都市圏以外	9.7	11.1	1.14	10.5	12.2	1.16	

でのみ貧困世帯に該当する割合は 0.8% であった。重い住居費負担によって相対的貧困におかれる世帯、逆に住居費負担が抑えられていることで、貧困から逃れている世帯が存在している。

### 3) 貧困基準と住宅の質

ここでは、貧困基準と最低居住水準の関係をみる。貧困基準別に最低居住水準未満の住宅に居住する割合を示したものが図 2-9 である。非貧困世帯では 3.2% であるのに対して、貧困世帯 (BH・AH ともに該当) は 7.9%，貧困世帯 (AH のみ該当) では 6.4% と高くなる。また、貧困世帯 (BH のみ該当) は 3.0% と低くなっている。貧困世帯 (AH のみ該当) では収入に対して多くの住居費を負担しても狭小で劣悪な住宅にしか居住できない世帯が存在している。

## 2.3 小括

『全消』の匿名データを用いて、住居費負担の動向を把握し、住居費負担を考慮した所得格差や相対的貧困の実態分析を行った。分析の結果、1989 年から 2004 年にかけて家計における住居費負担は全世帯でみると顕著に増加する傾向がみられた。しかし、住居費負担には、住宅の所有関係や世帯主の年齢、世帯類型、地域などでそれぞれ異なる傾向がみられた。住居費負担が顕著に高い世帯は『民営借家』・『公団・公社の借家』・『持家（ローンあり）』、世帯主が『25～35 歳』の家族形成期にある世帯、『単身女性』・『ひとり親と子』の世帯である。また、収入が低い世帯ほど、住居費負担率が高い傾向がみられる。1989 年から 2004 年の変化に着目すると、『公団・公社の借家』・『民営借家』で顕著に住居費負担が増加する傾向がみられた。

また、住居費負担を考慮した貧困率の動向をみると、AH 貧困率は BH 貧困率よりも高く算出された。これは、住居費負担を考慮すると、貧困はさらに拡大することを意味している。また、住宅の所有関係別にみると、『公営借家』の貧困率は AH、BH とともに高く、マクロにみた所得再分配効果が限定的であること、『民営借家』では AH 基準貧困率がとくに高く、住居費負担を考慮すると貧困基準になる世帯が多く存在すること、近年『持家（ローンあり）』で AH 基準貧困率が上昇していることなどが確認できた。また、一般に貧困率の高い高齢層に着目すると、住宅所有関係による差が大きくみられた。借家居住者のおよそ半数が AH 貧困に該当した。また世帯類型別にみると、『単身女性』や『ひとり親と子』は BH 基準で高く、AH 基準ではさらに高くなった。また AH 基準でみると『単身男性』の単身や女性の世帯では、過剰な住居費負担によってさらに苦しい経済生活に追い込まれる傾向がある

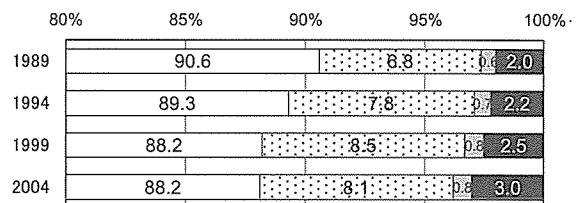


図 2-8 貧困基準の重なり (1989-2004 年)

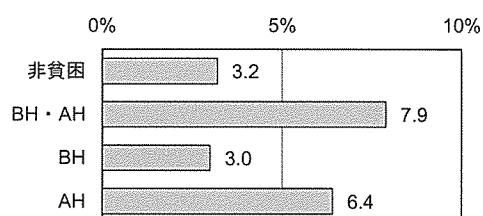


図 2-9 貧困基準と最低居住面積水準 (2004 年)

ことが確認された。

また BH 貧困と AH 貧困の 2 つの基準の重なりをみると、住居費の過重負担により貧困に陥る世帯、低家賃の民間賃貸住宅に居住することや、ローンなしの持家に居住することによって経済的貧困から免れている世帯が一定程度存在することが明らかになった。

## 3. 低所得世帯の家計と住まいに関する事例分析

### 3.1 調査の概要

大阪府に居住する低所得世帯を対象に、2014 年 9 月にヒアリング調査を実施した。本調査でいう低所得世帯とは、税込みの世帯年収が単身で 200 万円未満、2 人以上世帯で 300 万円未満の世帯を示す。年収から税金・社会保険料などを差し引いた可処分所得が、生活保護基準前後になる世帯年収を設定した。調査世帯の選定は、調査会社の保有するアクセスパネルから、大阪府に居住する 20～60 歳の男女（学生を除く）を抽出し、世帯の税込み年収、世帯類型、住宅の所有形態、住居費負担等を把握するスクリーニング調査を行った。回答世帯のなかから、了解が得られた 16 名を対象に、対面式の個別ヒアリング調査を実施した。調査対象の選定にあたっては、世帯類型のバランス（家族世帯・ひとり親世帯・男性単身世帯・女性単身世帯）に配慮した。なお、住居費負担の具体的状況を知りたいことから、収入が全くない世帯や、家賃・住宅ローンのいずれも支払いがない世帯（持家ローンなし等）は対象からはずしている。また、生活保護を受給している世帯も一般世帯の家計とは異なるために対象からは除外した。調査項目は、家計と資産の状況とそのやりくりについて、住宅、家族、就労、暮らし向きや今後の住み替え意向について等である。

### 3.2 調査対象者の属性

調査対象者の属性は表3-1に示すとおりである。年齢は24~55歳、男性7名、女性9名の計16名であった。家族世帯のグループ（事例A~D）では、配偶者と子と同居が3名（事例A・B・D）、母親と同居（事例C）が1名であった。ひとり親世帯のグループ（事例D~G）は全員が女性（母子世帯）であった。子の年齢は16歳以上であるが、教育費の負担が大きく、家計が厳しいライフステージにある。単身男性世帯（事例H~K）、単身女性世帯（事例L~O）はそれぞれ4名（計8名）ともが未婚である。

### 3.3 分析結果

ここでは、ヒアリング結果の論点をまとめる。

#### 1) 不安定な雇用・収入

対象者のうち、正規雇用に従事している事例は、A・D・E・G・I・O・Pである。正規社員として就労しても、年間の世帯収入は税込みで単身世帯200万円、家族世帯やひとり親世帯でも300万円に満たない。それ以外の対象者は、事例Bの自営業を除き、アルバイト・パート、派遣・契約社員の非正規雇用にあたる。これら非正規雇用に従事している事例のなかで、新卒後から非正規雇用であったのは事例Kのみである。他はすべて、もとは正規社員であったが、結婚やリストラ、疾病等による離職を契機に非正規雇用にかわっている。非正規雇用のなかでもとくに収入が不安定なのが、派遣社員として働く事

例F・Lである。契約期間が3カ月程度と非常に短く、常に契約が更新されない危機感を抱いていると言う。また、最近は契約時間も減ってきている。事例Fでは1つの勤務先では時間が足らず、ダブルワークをして、収入を補っている。閑散期に収入が大幅に下がる事例も多く、収入の不安定さも特徴である。また、自営でデザイン業を営んでいる事例Bは、リーマンショック後仕事が減り、事業の資金繰りが非常に厳しい状況にある。収入は安定せず、近年は赤字経営が続いている。

#### 2) 過重な住居費負担・フレキシビリティの欠如

住居費については、世帯の手取り月収の3割前後を支払っている世帯が多く、なかには住居費が半分以上を占めている事例（事例B・I・K・P）もある。可処分所得から住居費を引いた住居費控除後所得（AH）が、地域の生活保護基準を下回る事例が多くみられる。

現在の住宅について、収入に見合う低家賃の住宅に住み替えた世帯と、住居負担をおさえたい要望がありながら現在の住宅に継続して居住せざるを得ない世帯の2つに分けられる。

家族世帯（事例A~D）では、事例A・Dが民間借家、事例B・Cが持家に居住し、ローンを返済中である。同居家族がいるため、他と比較して延床面積が広い住宅に居住しており、そのため住居費が7万から12.4万円と高くなっている。収入の多くを住居費が占める傾向にある。

表3-1 事例調査対象者の属性

世帯類型	事例	性別	年齢	居住地	同居家族	雇用	税込み 世帯年収 (万円)	手取りの 世帯月収 (万円)	住居費 (万円)	住宅の 所有形態	築年数	居住 年数	建て方・ 構造	間取り・ 延床面積	最低居住 水準未満	貯蓄 (万円)
家族世帯	A	男性	41歳	豊中市	配偶者(46歳) 子(20歳・3歳・1歳)	正規社員	260	21	8	民間借家 (特優賃)	30	3	集合・ 鉄筋コンクリート	3LDK(70m <sup>2</sup> )		なし
	B	男性	53歳	交野市	配偶者(46歳) 子(21歳)	自営業	-	15	10	持家 (ローンあり)	15	6	一戸建て・ 木造	5LDK(120m <sup>2</sup> )		なし
	C	男性	48歳	枚方市	母(73歳)	パート	180	28 ※母収入と合算	7	持家 (ローンあり)	40	10	一戸建て・ 木造	3DK(70m <sup>2</sup> )		30
	D	女性	39歳	大阪市東住吉区	配偶者(41歳) 子(11歳・9歳・6歳)	正規社員	290	26.6 ※夫収入と合算	12.4	民間借家	30	4	集合・ 鉄筋コンクリート	3LDK(70m <sup>2</sup> )		なし
ひとり親世帯	E	女性	46歳	八尾市	子(21歳・18歳)	正規社員	240	22	6	民間借家	65	15	長屋建て・ 木造	3K(50m <sup>2</sup> )		200
	F	女性	55歳	大阪市平野区	子(20歳)	派遣社員	225	15	4.6	公社の借家	47	2	集合・ 鉄筋コンクリート	2DK(45m <sup>2</sup> )		700
	G	女性	54歳	東大阪市	子(26歳)	正規社員	290	20	7.1	民間借家	30	4	集合・ 鉄筋コンクリート	4LDK(70m <sup>2</sup> )		250
	H	女性	47歳	枚方市	子(21歳・16歳)	パート	200	14	5	民間借家	33	2	集合・ 鉄筋コンクリート	2DK(50m <sup>2</sup> )		20
男性単身世帯	I	男性	30歳	大阪市淀川区	なし	正規社員	198	12	7.6	民間借家	3	3	集合・ 鉄筋コンクリート	1K(35m <sup>2</sup> )		100
	J	男性	54歳	大阪市東淀川区	なし	パート	170	13	3.7	民間借家	30	4	集合・ 鉄筋コンクリート	1K(12m <sup>2</sup> )	*	なし
	K	男性	41歳	大阪市生野区	なし	アルバイト	140	10	5.2	民間借家	30	10	集合・ 鉄筋コンクリート	1R(7m <sup>2</sup> )	*	100
	L	男性	48歳	堺市堺区	なし	派遣社員	120	8	3.3	民間借家	30	1	集合・ 鉄筋コンクリート	1R(14m <sup>2</sup> )	*	5
女性単身世帯	M	女性	24歳	大阪市中央区	なし	契約社員	198	14	3.8	民間借家	30	3	集合・ 鉄筋コンクリート	1R(14m <sup>2</sup> )	*	30
	N	女性	30歳	吹田市	なし	契約社員	195	14	4	民間借家	21	3	集合・ 鉄筋コンクリート	1K(22m <sup>2</sup> )	*	300
	O	女性	39歳	大阪市北区	なし	正規社員	192	12	4.5	民間借家	25	2	集合・ 鉄筋コンクリート	1R(20m <sup>2</sup> )	*	70
	P	女性	36歳	大阪市北区	なし	正規社員	150	10	7.4	民間借家	4	4	集合・ 鉄筋コンクリート	1K(30m <sup>2</sup> )		30

事例 A～D の 4 事例すべてが、家賃の滞納、およびローン返済の滞納、固定資産税の滞納がある。また高い家賃負担により、住居費以外の生活費等を貯うことが困難になっている。4 事例では住宅ローンの以外の負債（キャッシング等の利用）もある。事例 A や D では電気代やガス代、保育料、住民税などの遅延・滞納がある。また、住居費負担や住宅水準を改善したい意向がありながら、様々な事情で住み替えができない世帯が多い。その第一は、転居費用や入居のための初期費用が捻出できないことである。事例 A～D はすべて住み替えの希望があるものの、貯蓄がほとんどなく、初期費用を捻出できない。また、持家（ローンあり）の事例 B・C では、いわゆる担保割れ（住宅ローンの残債が住宅の資産価値を上回っている状態）になっており、それが転居の足枷になっている。また同居家族の事情から転居等による住宅の改善をできない事例が多い。例えば事例 C は負債が残っても、自己破産でもよいから自宅を売却したいと考えているが、高齢の母の行き場がなくなると思うとそれもできないと言う。また事例 A・D は就学期の子どもがいるために、学区の変わった転居等ができないが、学区内に住居費負担の改善が見込める適切な住まいがみつからない。現状の住宅水準や住居費負担を改善したい意向がありながらも、現在の住宅に継続して居住せざるを得ない事情を抱えている。

ひとり親世帯では、離婚や夫のDVから逃れることを要因として、緊急的に住宅を確保した事例が多い。家族世帯と比較すると、比較的住居費を抑えていることが特徴である。住宅の選択に際しては、家賃が安いことと、広さや子どもの部屋数を確保できることを重視している。そのため、築年数のたった住宅に居住しており、設備等の老朽化が問題になっている事例が多い。ひとり親世帯では、家族世帯と比較して貯蓄額の比較的多い事例が多くあった。しかし、老後の生活を考慮して十分を感じている世帯はなく、住居費をできるかぎり抑えたいという意向をもっていた。

男性単身世帯・女性単身世帯では、家賃を抑えるために築年数の古い、狭小な 1R、または 1K の集合住宅に居住しており、最適居住面積水準（単身世帯：25 m<sup>2</sup>）を満たしていない事例が 8 件中 6 件を占める。水準以上の事例 I・P は築年数の浅い比較的広い 1K の集合住宅に居住しており、住居費率が極めて高くなっている。

事例 J・L・M は収入にみあつた住居費負担となるよう、大阪府内でも家賃 3 万円台という低廉な賃貸住宅を探し、近年に転居を経験している。初期費用（敷金・礼金等）が低額な賃貸住宅を探していることも特徴だ。いずれの事例の住宅も築年数が 30 年以上の、狭小なワンルームマンションを選択している。住宅の選択に際しては、とく

かく家賃が安いことを優先していた。

一方で、様々な事情から過重負担となる住宅に居住せざるを得ない事例もある。事例 P の女性は過去にストーカー被害にあったことから転居を余儀なくされ、人通りが多く夜間も街灯が多い市街地のセキュリティ設備のある住宅に転居することを選んだ。収入のほとんどを家賃に充てているがやむを得ないという。また事例 I は頻繁に全国出張があることから利便性を重視し、新幹線にアクセスの良い居住区を選択したという。また単身世帯では、親が大阪府内、または隣接県に居住している場合は、仕送り、年金や保険料の負担、食材・食事の提供などの支援を得て、何とか家計を維持している事例がみられた。

### 3.4 小括

主として、狭小・老朽・低廉な借家に居住せざるを得ない世帯や住宅を選好できず住居費負担が過重になる世帯の 2 つのパターンが存在した。前者には男性単身世帯やひとり親世帯の事例が多く該当した。一方、後者は住宅ローン返済中の家族世帯や就学期の子どもがいる家族世帯、セキュリティを重視する女性単身世帯などが該当した。多くの世帯が住み替えによる住居費の軽減や住宅の質の向上を望んでいるが、可能な術や選択肢がなく現在の住宅にとどまっている。住居費を捻出できず、家賃や住宅ローンの支払いが遅延している事例、または住居費の支払いを優先させていたために、他の生活費が貯えていない世帯、税・社会保険費を滞納している事例がみられた。

### 4. 結論

本研究では、所得格差や貧困の拡大における住居費負担の影響に着目した実証分析を行った。所得格差や貧困に関する研究の多くはフローの所得に着目している。住居費は家計支出のなかで最も多くを占め、所得の多くを消費している。一方で、住居費負担の度合いは、住宅所有関係や世代、世帯類型、地域などの属性によって世帯や個人で大きく異なる。このように負担が大きく、世帯・個人間の格差が大きい住居費を考慮し、住居費控除後所得を基準として所得格差と貧困の実態を捉えた。

『全消』の匿名データの分析からは、全体として住居費負担率が増加する傾向があり、とくに『民営借家』・『公団・公社の借家』・『持家（ローンあり）』、世帯主が『25～35 歳』の家族形成期にある世帯、『単身女性』・『ひとり親と子』の世帯で顕著であった。また、収入が低い世帯ほど、住居費負担率が高い傾向がみられた。

住居費控除後所得を基準に貧困率を算定すると、貧困率は 2 % 程度上昇した。重い住居費負担によって貧困基準におちいる世帯が少なからず存在していた。

これらの分析結果が示唆するのは、日本の住宅政策における所得再分配機能の脆弱性である。低所得層を対象に低廉な家賃で供給される公営住宅のストックは、近年ますます減少する傾向にある。また、民営借家居住層の貧困率が高いが、それを改善するために多くの先進諸国で取り入れられている公的住宅手当（家賃補助）の仕組みが普及していない。そのため、住居費負担を考慮すると、貧困率はさらに拡大する。

とくに民営借家や公団・公社の借家等に居住する若年層や単身世帯、ひとり親世帯で住居費負担が貧困を増大させており、低所得層を対象とする公的な家賃補助の導入や公的な家賃債務保証等が検討されるべきである。また、近年では低所得世帯で住宅ローン利用が拡大しており、返済リスクが高まっている。住宅ローン過重負担世帯や滞納世帯に対する救済措置（例えば利子の補給や公的な住宅債務保証等）を整備することが望まれる。

今後の課題として、日本の状況を客観的にとらえるために、国際比較が可能なデータを取得し、分析手法を検討することがあげられる。『全消』の匿名データでは、データの制約が大きく、独自集計・分析によって厳密なレベルの国際比較分析を実現するまでにいたらなかった。とくに近年、欧州諸国では所得格差や貧困における住宅や住居費負担の役割が注目されており、その動向を詳細に把握し、国家間で比較するためのデータの取得・整備が進んでいる。今後は『全消』以外にも、住宅や家計に関する詳細な情報を含むパネルデータ等を利用して比較研究を実現するとともに、日本の住宅統計・貧困統計のあり方について、具体的な改善点を検討したい。

#### ＜注＞

- 1) 独立行政法人統計センターより 1989・1994・1999・2004 年の『全国消費実態調査』の匿名データの提供を受けた。なお、分析結果は独自に集計したものであり、総務省統計局が作成・公表している結果とは異なる。
- 2) 独立行政法人統計センターからは、『住宅・土地統計調査』の匿名データも提供されているが、年間収入（税込）については 100 万円単位、またはそれ以上の階級でしか聞いておらず、詳細な値が得られない。また、住宅ローンの返済額は『住生活総合調査』で把握しているが、統計センターが提供する匿名データには含まれていない。
- 3) 独立行政法人統計センターから提供された『全消』の匿名データのサンプル数は下記の通りである。分析においては「家計を主に支える人」が世帯員以外の家族である世帯、単身赴任や出稼ぎの単身世帯、15 歳未満の単身世帯は対象から除外している。集計においては、抽出率を加味した値となるよう重み付けを行っている。

『全国消費実態調査』匿名データのサンプル数

年次	単身世帯	二人以上世帯	総世帯（合計）
1989	3,243	44,537	47,780
1994	3,813	44,687	44,687
1999	3,982	44,540	48,522
2001	3,936	43,861	47,797

- 4) 例えば『国民生活基礎調査』では仕送りを受けている学生も調査対象に含まれているが、『全消』では単身の学生は調査対象から除外されていることなどが理由としてあげられる。
- 5) 例えばイギリスの公的指標や、欧州連合で実施されている欧洲所得・生活状況調査（EU-SILC）では、住居費に住宅ローン返済の利子相当額のみが計上されている。日本については住宅資産についての減価償却が大きい。そのため、住宅ローンの元本返済が資産形成に寄与する度合いは、取得時の住宅資産価値が維持される欧州諸国等と比較して少ないと考えられる。国際比較において住居費をどのように定義するかについては、さらなる検討が必要である。
- 6) 例えばアメリカの連邦政府では、収入に占める住居費の割合が 30%以上を住居費過重負担と定義している。また、欧洲所得・生活状況調査（EU-SILC）の結果を用いた Eurostat の統計では、可処分所得に占める住居費（水光熱費を含む）の割合が 40%以上の場合に住居費過重負担と定義している。
- 7) 分析においては、月額の可処分所得が 0 または負の値になる世帯は対象から除外している。
- 8) 等価尺度にはいくつかの種類があり、世帯人員を平方根で除す平方根尺度（Square Root Scale）の他に、世帯員のうち大人 1 人／その他の大人／14 歳以下の子どもを 1.0／0.7／0.5 で算出する OECD 等価尺度（equivalence scale）、1.0／0.5／0.3 で算出する OECD 修正尺度（modified scale）などがある。
- 9) 日本や OECD の相対的貧困に関する実証分析では、等価可処分所得の中央値の 50%未満という基準が普及しているが、欧州連合の統計や調査研究では 60%未満が採用されている場合が多い。
- 10) 厚生労働省が算出する相対的貧困率は、OECD にあわせて年間の可処分所得を用いている。『全消』では、可処分所得は月額しか把握していないため、世帯の年間収入（税込）をもとに、年間の可処分所得の推計を行って貧困率等を算出している。本研究で必要な住居費控除後所得を算出するためには、年間の住居費総額を推計することが必要になるが、ボーナス返済の有無などの詳細がわからず推計が困難なため、ここでは月額の可処分所得、住居費を用いた。しかし、田中らは、『全消』の家計簿データにある月額の可処分所得について、個人営業世帯（自営業者）の場合は直接税、社会保険料の記載を行っていないため、「家計簿」のデータから日本全体の所得分配を把握するのは適切とは言い難いとしている<sup>文8)</sup>。本研究の分析では月額の可処分所得をもとに

しており、結果には留意が必要である。

- 11)『全消』では家計簿調査において、月額の住居費（家賃・地代、設備修繕・維持費、および住宅ローン返済額）を把握している。住居費控除後所得は年額で算出しているため、ここでは、月額の住居費を12倍した値を年間の住居費として総所得から控除した。『全消』の調査は二人以上の世帯が9~10月、単身世帯が10~11月に実施されており、住宅ローンのボーナス返済などは考慮できていない。
- 12)例えば、勤務先から給付されている住宅手当は勤め先収入として、生活保護の住宅扶助費は他の経常収入として所得に含まれているが、その詳細はわからない。
- 13)高齢者世帯や障害者世帯等の裁量階層の入居収入基準は40%であった。その後2011年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたのに伴い公営住宅法の一部改正が行われた。入居収入基準の設定は自治体の条例委任によることとなったが、多くの自治体は政令の参酌基準である収入分位25%に設定している。
- 14)調査実施年度においては第8期住宅建設5箇年計画において規定されている最低居住水準の基準が適応されるが、本研究の分析では、基準の見直し後の住生活基本法、および住生活基本計画における最低居住面積水準を適用して水準未満か否かを把握した。

#### <参考文献>

- 1) 石井加代子、山田篤裕：貧困の動態分析：KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較、樋口美雄、瀬古美喜、慶應義塾大学経営連携21世紀COE編、日本の家計行動のダイナミズムⅢ経済格差変動の実態・要因・影響、慶應義塾大学出版会、pp.101-129、2007.
- 2) 大竹文雄：日本の不平等-格差社会の幻想と未来-, 日本経済新聞社、2005.
- 3) 川田菜穂子、平山洋介：所得貧困と住まい～住居費負担に着目して～、日本建築学会住宅セーフティネットの再構築を考える～居住貧困を解消するシステムはどうあるべきか～, pp.67-70, 2014
- 4) 小塩隆士：所得格差の推移と再分配政策の効果、小塩隆士、田近栄治、府川哲夫編著、日本の所得分配－格差拡大と政策の役割、東京大学出版会、pp.11-54, 2006.
- 5) 駒村康平：低所得世帯の推計と生活保護制度、三田商学研究, 46(3), pp.107-126, 2003.
- 6) 式王美子：住宅アフォーダビリティの近年の動向に関する研究：全国消費実態調査ミクロデータによる住居費負担分析の中間報告、都市住宅学会、83, pp.116-120, 2013.
- 7) 橋木俊詔：日本の経済格差、岩波新書、1998.
- 8) 橋木俊詔、浦川邦夫：日本の貧困研究、東京大学出版会、2006.
- 9) 田中聰一郎、四方理人、駒村康平：高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて、フィナンシャル・レビュー、2013(4), pp.117-133, 2013.
- 10) 内閣府男女共同参画局、生活困難を抱える男女に関する検討会報告書、阿部彩委員による『国民生活基礎調査』(2007)の特別集計、2010.
- 11) 平山洋介：住宅政策のどこが問題か〈持家社会〉の次を展望する、光文社新書、2009.
- 12) 平山洋介：マイホームがリスクになるとき、世界、845, pp.186-195, 2013.
- 13) 山田篤裕、四方理人、田中聰一郎、駒村康平：貧困基準の重なり—OECD相対的貧困基準と生活保護基準の重なりと等価尺度の問題ー、貧困研究、4, pp.55-66, 2010.
- 14) Dewilde, C. & Raeymaekers, P.: The trade-off between home-ownership and pensions: Individual and institutional determinants of old age poverty, *Ageing & Society*, 28, pp.805-830, 2008.
- 15) Fahey, T., Nolan, B., & Maitre, B.: Housing Expenditures and Income Poverty in EU Countries, *Journal of Social Policy*, 33 (3), pp.437-454, 2004.
- 16) OECD:格差は拡大しているか：OECD加盟国における所得分布と貧困、2008
- 17) Ritakallio, V.M.: The importance of housing costs in cross-national comparisons of welfare (state) outcomes, *International Social Security Review*, 56(2), pp.81-101, 2003.
- 18) Saunders, P., Bradshaw, J. & Hirst, M.: Using household expenditure to develop an income poverty threshold, *Social Policy and Administration*, 36(3), pp.217-234, 2002.
- 19) Saunders, P. & Siminski, P.: Home ownership and inequality: Imputed rent and income distribution in Australia, *Economic Papers*, 24(4), pp.346-367, 2005.
- 20) Saunders, P., Watanabe, K. & Wong, M.: Poverty and Housing among Older People: Comparing Australia and Japan, *Poverty & Public Policy*, 7: pp.223-239, 2015.
- 21) Stephens, M. & van Steen, G.: 'Housing poverty' and income poverty in England and the Netherlands, *Housing Studies*, 26 (7-8), pp.1035-1057, 2011.
- 22) Stone, M.E.: What is Housing Affordability? The Case for the Residual Income Approach, *Housing Policy Debate*, 17 (1), pp.151-84, 2006.

#### <謝辞>

『全国消費実態調査』の匿名データは、独立行政法人統計センターより提供を受けました。記して御礼申しあげます。